

# 青森県報

号外第三十一号

平成二十二年  
四月一日  
(木曜日)

## 目 次

### 規 則

青森県障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則… (障害福祉課) … 一

告 示

全国自治宝くじ事務協議会規約の一部変更… (財政課) … 二

関東・中部・東北自治宝くじ事務協議会規約の一部変更… (同) … 二

学校法人等の収益事業の種類… (総務学事課) … 二

青森県保健医療計画の変更… (医療薬務課) … 三

補助金等の交付に関する事務の地域県民局長への委任の一部改正… (農林水産課) … 三

青森県立郷土館の特別展の観覧の場合の使用料及び常設展の観覧の場合の特定期間… (教育庁文化財保護課) … 三

### 出先機関

自動車取得税・自動車税証紙代金収納取扱人及び証紙代金収納計器の取扱場所の指定… (東青地域民局) … 四

教育委員会

青森県立高等学校授業料、受講料及び入学料の免除に関する規則の一部を改正する規則… (学校施設課) … 四

青森県教育委員会専決代決規程の一部を改正する訓令… (職員福利課) … 五

青森県教育委員会教育長の職務を代行する教育次長の順序を定める規程の一部を改正する訓令… (同) … 六

青森県立学校専決代決規程の一部を改正する訓令… (教職員課) … 六

公印の廃止… (職員福利課) … 六

### 雑 報

平成二十二年調理師試験の実施について… (保健衛生課) … 七

## 規 則

青森県障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

### 青森県規則第三十五号

青森県障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則

青森県障害者自立支援法施行細則(平成十八年三月青森県規則第四十八号)の一部を次のように改正する。

#### 第一号様式中

自立支援医療受給者証の申請	を		
自立支援医療受給者証の申請	有	無	有
病状の変化及び治療方針の変更	有	無	無
	前年度の申請書への診断書の添付	有	無

改め、同様式の注中8を9とし、7を8とし、6を7とし、5の次に6として次のように加える。

6 「病状の変化及び治療方針の変更」及び「前年度の申請書への診断書の添付」の欄は、前年度に精神通院医療に係る支給認定を受けた者が継続申請をする場合に記入すること。

第一号様式の記載事項の「生活保護世帯」の次に「(支援給付世帯を含む。)」を加え、「国民健康保険」を「国民健康保険又は後期高齢者医療」と改め、「当該国民健康保険」の次に「又は後期高齢者医療」を、「加入している者全員」の次に「(受診者が障害児であり、その加入している医療保険が国民健康保険である場合において、その保護者が後期高齢者医療に加入しているときは、当該国民健康保険に加入している者全員及び当該保護者)」を加え、「国民健康保険以外」を「国民健康保険及び後期高齢者医療以外」と改め、「同一の」を「2万円」を「3万3千円」と、「20万円」を「23万5千円」と改め、「回診診療費」の次に「腎臓機能障害、小腸機能障害」を「心臓機能障害(心臓移植後の抗免疫療法に限る。)、腎臓機能障害、小腸機能障害、肝臓機能障害(肝臓移植後の抗免疫療法に限る。)」と改め。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

**告 示**

青森県告示第二百十二号

全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を次のように変更したので、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の六の規定によりその例によることとされる同法第二百五十二条の第二項の規定により告示する。

平成二十二年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

第三条第二号中「岡山市」の下に「相模原市」を加える。

青森県告示第二百十三号

関東・中部・東北自治宝くじ事務協議会規約の一部を次のように変更したので、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の六の規定によりその例によることとされる同法第二百五十二条の第二項の規定により告示する。

平成二十二年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

第三条第二号中「横浜市」の下に「相模原市」を加える。

青森県告示第二百十四号

私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)第二十六条第二項(同法第六十四条第五項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、知事の所轄に属する学校法人等(同法第三条に規定する学校法人及び同法第六十四条第四項の法人をいう。以下同じ。)の行うことのできる収益を目的とする事業(以下「収益事業」という。)の種類を次のとおり定め、平成二十三年四月一日青森県告示第二百三十一号(学校法人等の収益事業の種類)は、廃止する。

平成二十二年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

学校法人等の行うことのできる収益事業の種類は、次の表の上欄に掲げる事業であつて、同表の下欄に掲げる収益事業とする。

事業の種類	収益事業
日本標準産業分類(平成十九年十一月六日総務省告示第六百十八号)の分類表に定める産業のうち次に掲げるもの	次の各号のいずれにも該当しない収益事業
一 農業、林業	一 経営が投機的に行われるもの
二 漁業	二 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号)第一条各項(第二項及び第三項を除く。)に規定する営業及びこれらに類似する方法によって経営
三 鉱業、採石業、砂利採取業	
四 建設業	
五 製造業(武器製造業に関するものを除く。)	
六 電気・ガス・熱供給・水道業	
七 情報通信業	
八 運輸業、郵便業	

九 卸売業、小売業 十 保険業（保険媒介代理業及び保険サービス業に関するものに限る。） 十一 不動産業（建物売買業、土地売買業に関するものを除く。）、物品賃貸業 十二 学術研究、専門・技術サービス業 十三 宿泊業、飲食サービス業（料亭、酒場、ビヤホール及びバー、キャバレー、ナイトクラブに関するものを除く。） 十四 生活関連サービス業、娯楽業（遊戯場に関するものを除く。） 十五 教育、学習支援業 十六 医療、福祉 十七 複合サービス事業 十八 サービス業（他に分類されないもの）	三 規模が当該学校法人等の設置する学校等（私立学校法第二条第一項に規定する学校並びに同条第二項に規定する専修学校及び各種学校をいう。以下同じ。）の状態に照らして不適当なもの 四 自己の名義をもって他人に行わせるもの 五 当該学校法人等の設置する学校等の教育に支障のあるもの 六 その他学校法人等としてふさわしくない方法によって経営されるもの
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

備考 表の上欄に掲げる事業には、当該学校法人等の設置する学校等の教育の一部として又はこれに付随して行われる事業を含まないものとする。

青森県告示第二百十五号

医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の六の規定により、青森県保健医療計画を次のとおり変更したので、同法第三十条の四第十二項の規定により公示する。  
なお、変更後の青森県保健医療計画は、青森県健康福祉部医療業務課及び各地域県民局の地域健康福祉部の保健総室に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成二十二年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県保健医療計画の変更内容

青森県保健医療計画に定める基準病床数を下記のとおり変更した。

ア 二次保健医療圏における療養病床及び一般病床（医療法施行規則による）

二次保健医療圏	基準病床数	既存病床数(H21.12.1)
津軽地域保健医療圏	3, 137	3, 755
八戸地域保健医療圏	3, 098	2, 999
青森地域保健医療圏	3, 031	3, 143
西北五地域保健医療圏	1, 005	1, 476
上十三地域保健医療圏	932	1, 286
下北地域保健医療圏	476	563
計	11, 679	13, 222

イ 県全域における精神病床、結核病床及び感染症病床（医療法施行規則による）

病床区分	基準病床数	既存病床数(H21.12.1)
精神病床	3, 918	4, 465
結核病床	65	112
感染症病床	32	20

青森県告示第二百十六号

平成十九年四月一日青森県告示第二百六十三号（補助金等の交付に関する事務の地域県民局長への委任）の一部を次のように改正する。

平成二十二年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第十七号までを一号ずつ繰り上げる。

青森県告示第二百十七号

青森県立郷土館条例（昭和四十八年三月青森県条例第四号）別表第一号の規定に基

つき、青森県立郷土館の特別展の観覧の場合の使用料の額及び常設展の観覧の場合の  
特定期間を次のとおり定める。

平成二十二年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 特別展の観覧の場合の使用料の額

区		分		金額（一回につき）
北東北三県共同 展「境界に生き た人々」の観覧		個人		二百四十円 （特別展の開催の前日まで に納付する場合は、二百円）
		高等学校生徒 中等教育学校 後期課程生徒 及び学生	一般	
		団体（二十 人以上の のものに 限る。）		二百円 （特別展の開催の前日まで に納付する場合は、百六十円）
		高等学校生徒 中等教育学校 後期課程生徒 及び学生	一般	

二 常設展の観覧の場合の特定期間

平成二十三年一月一日から同年二月二十八日まで

出 先 機 関

東青地域県民局告示第一号

青森県県税条例（昭和二十九年五月青森県条例第三十六号）第三十条第一項の規定  
により自動車取得税・自動車税証紙代金収納取扱人及び証紙代金収納計器の取扱場所  
を指定したので、同条第二項の規定により次のとおり告示する。

平成二十二年四月一日

東青地域県民局長 小田 桐 文 彦

一 自動車取得税・自動車税証紙代金収納取扱人の住所及び名称

1 住所

青森市奥野一丁目二の三

2 名称

社団法人青森県自動車会議所

二 証紙代金収納計器の取扱場所

青森市大字浜田字豊田一三九の二一

青森県交通会館内

青森市大字浜田字豊田一二九の二三

青森県軽自動車会館内

八戸市桔梗野工業団地二丁目二の六六

八戸自動車会館内

八戸市北インター工業団地二丁目九の一

八戸軽自動車会館内

教 育 委 員 会

青森県立高等学校授業料、受講料及び入学料の免除に関する規則の一部を改正する  
規則をここに公布する。

平成二十二年四月一日

青森県教育委員会

青森県教育委員会規則第六号

青森県立高等学校授業料、受講料及び入学料の免除に関する規則の一部を改正  
する規則

青森県立高等学校授業料、受講料及び入学料の免除に関する規則（昭和三十六年三

月青森県教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第七条の表中「第十一条第一項」を「第十二条第一項」に、「第十一条第二項」を「第十二条第二項」に改める。

第一号様式、第二号様式及び第三号様式中「対峙」を「対峙」に改める。

附 則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

青森県教育委員会訓令甲第六号

庁 内 一 般
出 先 機 関
所 轄 教 育 機 関

青森県教育委員会専決代決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十二年四月一日

青森県教育委員会

青森県教育委員会専決代決規程の一部を改正する訓令

青森県教育委員会専決代決規程(昭和三十七年四月青森県教育委員会訓令甲第三号)の一部を次のように改正する。

別表第一各課共通の項教育次長専決事項の欄に次の一号を加える。

八 臨時職員に係る年間任用計画の承認に關すること。

別表第一各課共通の項課長専決事項の欄第二号中「振替等」の下に、「時間外勤務代休時間の指定」を加え、同表職員福利課の項教育次長専決事項の欄中第二号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、同項課長専決事項の欄中第十三号を第十五号とし、第六号から第十二号までを二号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

七 非常勤の嘱託員、調査員及びこれらに準ずる者の委嘱及び解職に關すること。

別表第一職員福利課の項課長専決事項の欄中第五号を第六号とし、第二号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 職員(長を除く。)(の育児休業及び育児短時間勤務の承認に關すること。

別表第一スポーツ健康課の項課長専決事項の欄第一号中「限る」の下に、「次号及び第三号において同じ」を加え、同欄第二号及び第三号中「(運動施設区域に限る。)(」

を削る。

別表第一文化財保護課の項教育次長専決事項の欄に次の一号を加える。

三 青森県総合運動公園(三内丸山遺跡の保存活用等に係る拠点施設に限る。)(に係る都市公園法第五条第一項の規定による公園施設の設置の許可に關すること。

別表第一文化財保護課の項課長専決事項の欄に次の二号を加える。

十二 青森県総合運動公園(三内丸山遺跡の保存活用等に係る拠点施設に限る。次号において同じ。)(に係る都市公園法の施行に關すること。

イ 第五条第一項の規定による公園施設の管理の許可に關すること。

ロ 第六条第一項の規定による都市公園の占用の許可及び同条第三項の規定による許可事項の変更に關すること。

ハ 第九条の規定による都市公園の占用に係る協議に關すること。

ニ 第十条第二項の規定による必要な指示に關すること。

ホ 第十七条第一項の規定による都市公園台帳の作成及び保管に關すること。

ヘ 第二十八条第二項の規定による損失の補償についての協議に關すること。

十三 青森県総合運動公園に係る青森県都市公園条例の施行に關すること。

イ 第五条第一項の規定による行為の許可に關すること。

ロ 第七条の規定による許可の取消し等の監督処分に關すること。

ハ 第十六条第二項の規定による使用料の減免及び同条第三項の規定による使用料の還付に關すること。

別表第三所長専決事項の欄第二号中「第五号」を「第六号」に、「第七号」を「第八号」に、「第十五号」を「第十六号」に改め、同欄中第十九号を第二十号とし、第三号から第十八号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 所属職員の時間外勤務代休時間の指定に關すること。

別表第三次長専決事項の欄第十号中「児童手当法」の下に、「(昭和四十六年法律第七十三号)」を加え、同欄中第十三号を第十四号とし、第十二号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の一号を加える。

十一 職員に係る平成二十二年度における子ども手当の支給に關する法律(平成二十二年法律第 号)の施行に關すること。

イ 第六条の規定による子ども手当の受給資格及び額の認定

ロ 第二十七条第二項の規定による厚生労働省令で定める事項の届出等の受理

ハ 第二十八条第一項の規定による資料の提出の命令及び質問

ニ 第二十九条の規定による資料の提供及び報告の要求

別表第三の二所長専決事項の欄第二号中「第五号」を「第六号」に、「第七号」を「第八号」に、「第十二号」を「第十三号」に改め、同欄中第十五号を第十六号とし、第三号から第十四号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 所属職員の間外勤務代休時間の指定に関する事。

別表第四教育機関共通の項第二号中「第五号」を「第六号」に、「第七号」を「第八号」に、「第十一号」を「第十二号」に改め、同項中第十四号を第十五号とし、第三号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 所属職員の間外勤務代休時間の指定に関する事。

別表第七第一号中「限る」の下に「。次号において同じ」を加え、同表中第七号を第八号とし、第二号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律の施行に関する次のこと。

イ 第六条の規定による子ども手当の受給資格及び額の認定

ロ 第二十七条第二項の規定による厚生労働省令で定める事項の届出等の受理

ハ 第二十八条第一項の規定による書類の提出の命令及び質問

ニ 第二十九条の規定による資料の提供及び報告の要求

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

青森県教育委員会訓令甲第七号

庁 内 一 般  
出 先 機 関  
所 轄 教 育 機 関

青森県教育委員会教育長の職務を代行する教育次長の順序を定める規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十二年四月一日

青森県教育委員会

青森県教育委員会教育長の職務を代行する教育次長の順序を定める規程の一部を改正する訓令

青森県教育委員会教育長の職務を代行する教育次長の順序を定める規程（昭和五十五年五月青森県教育委員会訓令甲第十二号）の一部を次のように改正する。

本則中「細越友之」を「川村昌廣」に、「橋本都」を「白石司」に改める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

青森県教育委員会訓令甲第八号

各 県 立 学 校

青森県立学校専決決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十二年四月一日

青森県教育委員会

青森県立学校専決決規程の一部を改正する訓令

青森県立学校専決決規程（平成八年三月青森県教育委員会訓令甲第六号）の一部を次のように改正する。

別表第一事務長専決事項の欄第三号中「第十二号」を「第十三号」に改め、同欄中第二十号を第二十一号とし、第十二号から第十九号までを一号ずつ繰り下げ、第十一号の次に次の一号を加える。

十二 平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律

第十二号）第六条の規定による子ども手当の受給資格及び額の認定

第一号）第六条の規定による子ども手当の受給資格及び額の認定

附 則

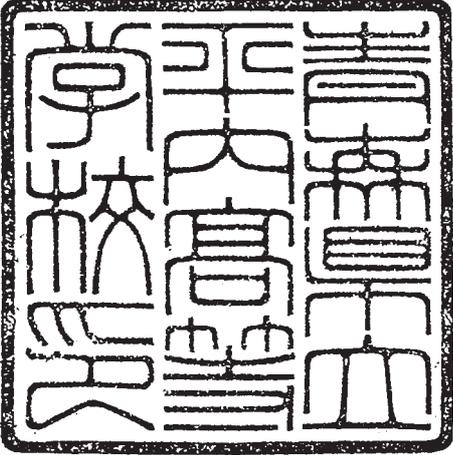
この訓令は、公表の日から施行する。

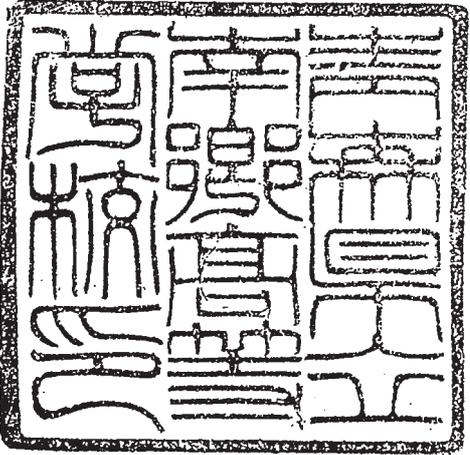
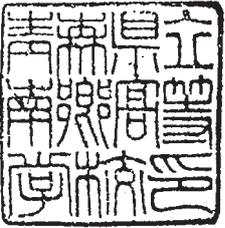
青森県教育委員会告示第四号

平成二十二年三月三十一日次の表に掲げる公印を廃止したので、青森県教育委員会文書取扱規程（昭和三十六年十二月青森県教育委員会訓令甲第十二号）第九条の規定により告示する。

平成二十二年四月一日

青森県教育委員会

公印の名称	公印の印影
青森県立平内高等学校長印	
青森県立平内高等学校印 (正印)	
青森県立平内高等学校印 (副印)	
青森県立南郷高等学校長印	

青森県立南郷高等学校印 (正印)	
青森県立南郷高等学校印 (副印)	

雑

報

平成22年度調理師試験の実施について

調理師法（昭和33年法律第147号）第3条の2第2項の規定により青森県知事から委任された調理師試験について、次のとおり実施する。

平成22年4月1日

社団法人調理技術技能センター  
理事長 松 田 朗

(1) 学歴

ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条の規定に基づき、高等学校の入学資格を有する者（中学校卒業以上の者）

イ 旧制国民学校高等科を修了した者及び旧制中学校二年の課程を終わった者又は厚生労働大臣が同等と認めるもの

(2) 職歴

調理師法施行規則第4条に定める施設で、2年以上調理業務（原則週4日以上かつ1日6時間以上）に従事した者

2 試験の日時及び場所

(1) 日時

平成22年8月21日（土曜日）午後1時30分から午後3時30分まで

(2) 場所

青森県立保健大学（青森市大字浜館字間瀬58の1）

3 受験手数料

6,100円

4 受験案内及び受験申請書の配布期間・配布場所

(1) 期間

平成22年4月20日（火曜日）から同年5月31日（月曜日）まで

(2) 配布場所

青森県健康福祉部保健衛生課

県内各地域県民局地域健康福祉部保健総室

社団法人調理技術技能センター

5 受験申請書の受付日時及び場所

(1) 一般郵送受付

平成22年5月10日（月曜日）から同年6月10日（木曜日）まで

（同日消印有効）

東京都中央区日本橋堀留町二丁目8番5号 JACCビル5階

社団法人調理技術技能センター 調理師試験課あて

(2) 団体窓口受付（5名以上で、電話連絡が必要）

平成22年5月10日（月曜日）から同年6月4日（金曜日）までの平日の午前10時から正午まで及び午後1時から午後4時まで

社団法人調理技術技能センター 調理師試験課

6 合格発表の日時、掲示場所及びホームページ

(1) 日時

平成22年9月27日（月曜日）から同年10月1日（金曜日）までの平日の午前10時から午後5時まで

(2) 掲示場所

社団法人調理技術技能センター掲示版

青森県庁東側掲示版及び県内各地域県民局地域健康福祉部保健総室掲示版

(3) ホームページ

社団法人調理技術技能センターホームページアドレス

<http://www.chouri-ggc.or.jp>

7 問い合わせ先

(1) 社団法人調理技術技能センター 調理師試験課

電話 03 (3667) 1815

(2) 青森県健康福祉部保健衛生課 健康あおもり21推進グループ

電話 017 (734) 9283

（発行所・発行人）  
青森県健康福祉部保健衛生課  
青森県庁東側

（印刷所・販売人）  
青森市第一問屋町二丁目番七十七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二十五円一銭